

関連工事費の算出に係る取扱い基準

令和6年8月

名古屋市上下水道局

目次

(趣 旨)	1
(用語の定義)	1
(下水排出計画書の提出)	1
(関連工事費の徴収)	1
(Q_h 及び Q_d の算定)	1
(A の算定)	2
(端数処理)	2
(運 用)	3
(委 任)	3
附 則	3
(注)	3
下 水 排 出 計 画 書	4
下水排出計画書 < 内 訳 >	5
関連工事費積算用計画汚水量の算定基準表	7

関連工事費の算出に係る取扱い基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、名古屋市下水道条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号。以下「規程」という。)第18条及び別表第1備考の規定に基づき、関連工事費の算出に係る取扱いの基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語等の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 義務者等 名古屋市下水道条例(昭和22年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。)第2条に規定する義務者又は使用者をいう。
- (2) 計画汚水排出量 規程第19条に規定する計画汚水排出量をいう。
- (3) Mh 規程別表第1に規定する第1算式による関連工事費の額をいう。(単位:円)
- (4) Md 規程別表第1に規定する第2算式による関連工事費の額をいう。(単位:円)
- (5) Qh 規程別表第1に規定する義務者又は使用者の時間最大計画汚水排出量をいう。(単位: $\text{m}^3/\text{時}$)
- (6) Qd 規程別表第1に規定する義務者又は使用者の1日の通常の計画汚水排出量をいう。(単位: $\text{m}^3/\text{日}$)
- (7) A 規程別表第1に規定する敷地面積をいう。(単位: ha)
- (8) Sh 規程別表第1に規定する1時間1立方メートル当たり下水道建設費をいう。(単位: $\text{円}/(\text{m}^3/\text{時})$)
- (9) Sd 規程別表第1に規定する1日1立方メートル当たり下水道建設費をいう。(単位: $\text{円}/(\text{m}^3/\text{日})$)

(下水排出計画書の提出)

第3条 義務者等は、取付管の築造、改築若しくは増築又は計画汚水排出量の増加をしようとする場合において、規程第18条又は第19条の規定に該当するときは、この基準に定める下水排出計画書(以下「計画書」という。)を上下水道局長に提出しなければならない。

(関連工事費の徴収)

第4条 関連工事費は、規程別表第1に定める算式により算出した値が正の数となる場合に義務者等から徴収する。

- 2 Mh又はMdの算出式の決定は、規程別表第1の方法による。ただし、基準別表「関連工事費積算用計画汚水量の算定基準表(以下「基準表」という。)」に基づいて計画汚水排出量を算定し、かつ、汚水排出時間が12時間を超えない場合は、規程別表第1に規定する第1算式により算出する。

(Qh及びQdの算定)

第5条 Qh及びQdの算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) Q h の算定は、計画書又は基準表に基づき、次の式により算定する。

$$Q h = \frac{\text{1日当たりの汚水排出量 (m}^3\text{)}}{\text{排出時間 (時)}} \times 1.2 \text{ (変動係数)}$$

(2) Q d の算定は、計画書を基に、排水設備に係る建築用途、汚水排出の態様等を勘案して行う。

2 新たに本市下水道の供用が開始された地域において、第3条の規定に該当することとなった場合のQ h及びQ dの算定は、前項の規定にかかわらず、当該施設の汚水排出実績を基に次の式により算定する。

(1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）のすべての部分が共同住宅の場合

$$Q h = \frac{\text{年間汚水排出量 (使用水量) (m}^3\text{)}}{365 \times 24} \times 1.5 \text{ (変動係数)}$$

(2) 建築物等のすべての部分が共同住宅以外の場合

$$Q h = \frac{\text{年間最大排出月における汚水排出量 (使用水量) (m}^3\text{)}}{\text{年間最大排出月における排出 (使用) 日数 (日)} \times \text{排出時間 (時)}}$$

$$Q d = \frac{\text{年間の汚水排出量 (使用水量) (m}^3\text{)}}{\text{年間排出 (使用) 日数 (日)}}$$

(3) 建築物等の一部が共同住宅で他が共同住宅以外の場合

$$Q h = Q h I + Q h II$$

Q h I 共同住宅の部分につき(1)の算式により算定して得た値

Q h II 共同住宅以外の部分につき(2)の算式により算定して得た値

3 前2項の規定によりQ h及びQ dを算定するにあたっては、必要に応じて当該算定に要する資料等を、義務者等に提出を求め実情調査を行うものとする。

(Aの算定)

第6条 Aは、建築物等についての建築確認申請（建築基準法（昭和25年法律第24号）第6条第1項に規定する建築確認の申請書をいう。）に記載されている敷地面積をもって、その算定値とする。

(端数処理)

第7条 規程別表第1の規定により関連工事費の本体価格（ $S h \cdot f (Q h - q h \cdot A)$ 又は $S d \cdot f (Q d - q d \cdot A)$ をいう。）を算定する場合には、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 第5条の規定によりQ h又はQ dを算定する場合には、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

3 第6条の規定によりAを算定する場合には、小数点第3位以下を切り上げるも

のとする。

(運用)

第8条 関連工事費を算出する場合においては、この基準に定めるもののほか、義務者等の間に権衡を失することのないよう取り扱わなければならない。

第9条 市域境における徴収について、本市住民で他市町の公共下水道に排水する場合、又は他市町住民で本市の公共下水道に排水する場合は、当面の間、関連工事費を徴収しない。

(委任)

第10条 この基準を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 関連工事費算出事務取扱要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和6年8月1日から施行する。

(注)

- 1 1日当たりの汚水排出量とは、建築物等における1日当たりの水使用量であり、原則として、建築物等の用途に対応して基準表の「汚水量算定」の欄の定めに基づき算定した値をいう。なお、汚水排出量算定の際、床面積の算定を必要とするものについては、計画書を基に行うものとする。
- 2 排出時間とは、建築物等の用途に従って人的活動が行われる場合の汚水が排出される時間であり、原則として、建築物等の用途に対応して基準表の「排出時間」の欄に定めるところによる。
- 3 年間汚水排出量は、過去1年間における当該建築物等に係る総使用水量の実績による。
- 4 年間の最大排出月における汚水排出量は、過去1年間における水使用量の最大月の実績による。
- 5 排出日数は、過去1年間における当該建築物等の用途に従い、人的活動が行われ汚水が排出された日数である。
- 6 変動係数は、計画書若しくは基準表による場合は1.2、当該施設からの汚水排出実績による場合は1.5とする。

下 水 排 出 計 画 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長

住 所
申請者
氏名

排水設備築造工事等の承認申請に関し、公共下水道へ排出することとなる下水の量などの計画を下記のように届け出ます。

記

排出場所	区				
建築物名称		建築区分	新 築・増 築・改 築		
建築物用途		水栓番号			
敷地面積	m ²	計 画 汚 水 量			
建築延面積	m ²	計 画 汚 水 排 出 量		計画汚水排出時間	
建 築 概 要	地上	階	上 水	m ³ /日	hr/日
	地下	階	井 水	m ³ /日	hr/日
	棟			m ³ /日	hr/日
	半地下構造 ^(注1) 有 ・ 無		計	m ³ /日	
公共下水道 取付管	既設 新設	mm mm	箇所 箇所	既設 新設	mm mm
取付ます深さ	既設 新設	cm cm	注) 取付ます深さは、官民境界の道路地盤面よりの深さとする。		
完成予定日	年 月 日	担当者名			
備考		連絡先	電話： ()		
添付書類 1 付近見取図 2 屋外排水系統図 3 計画汚水量計算書 4 建築関係 ①建築確認申請書(写) 第一面～第五面 ②各階建築物平面図 ③用途別求積図 5 その他					

(注1) 半地下構造とは、建築基準法施行令第1条第2号に規定されている地階以外の地階を有するものとする。すなわち、床が地盤面下にある階で、床面から地盤までの高さがその階の天井の高さの3分の1未満のものとする。

(注2) この届出による関連工事費には、名古屋市下水道条例の適用があります。

用紙の大きさはA4とする

下水排出計画書 < 内 訳 >

施設名	
設置場所	

* 下記表の該当箇所に、レ点を付けてください。数量については、適用の方法により記入してください。

		建 築 用 途 （ 施 設 ）	単 位	数 量	適 用
集会場施設		公会堂・集会場	m ²		使用用途の床面積
		劇場・演芸場			
		映画館			
		観覧場・体育館			
		競輪場・競馬場・競艇場	個		総便器数
住宅施設		住宅	人		住戸の床面積で算定
		共同住宅（家族用・単身用）	人		戸数・専有面積で算定
		下宿・寄宿舍	m ²		使用用途の床面積
		学校寄宿舍、自衛隊キャンプ寄宿舍、 養護施設	人		定員（収容人員＋従業員）
		老人ホーム			
宿泊施設		ホテル、旅館	m ²		営業用途の床面積
		モーテル（風営法適用）	室		客室
		簡易宿泊所、合宿所、ユースホステル、 青年の家	人		定員（宿泊者＋従業員）
浴場		銭湯・スーパー銭湯	m ²		営業用途の床面積
医療施設		病院、療養所、 伝染病院	ベッド数 300 未満	床	ベッド数
			ベッド数 300 以上		
		診療所、医院	m ²		使用用途の床面積

		建築用途（施設）	単位	数量	適用	
店舗・飲食店	店舗・マーケット		㎡		営業用途の床面積	
	百貨店					
	一般飲食店					
	喫茶店					
娯楽施設	玉突場・卓球場		㎡		営業用途の床面積	
	パチンコ店					
	囲碁クラブ、マージャンクラブ					
	ディスコ					
	ゴルフ練習場		席		打席数	
	ボウリング場		レーン		レーン数	
	バッティング場		席		打席数	
	テニスコート	ナイター設備なし		面		コート数
		ナイター設備あり				
	遊園地・海水浴場		個		総便器数	
	プール・スケート場		人		利用人員	
	キャンプ場				収容人員	
ゴルフ場		ホール		ホール数		
駐車施設	駐車場、自動車車庫		人			
	ガソリンスタンド					
学校施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校		人		定員（教職員＋生徒、児童）	
	高等学校、大学、各種学校					
	事務所		㎡		使用用途の床面積	
	工場、作業場、研究所、試験場	厨房設備あり		人	定員	
		厨房設備なし				
その他	図書館・美術館・博物館・展示場		㎡		使用用途の床面積	
	複合ホール	厨房設備あり				
	複合ホール	厨房設備なし				
	その他（工場排水等）		㎥		日計画排水量	

関連工事費積算用計画汚水量の算定基準表

令和6年8月1日改定

No. 1

建築用途		計画汚水量（日平均） （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	排出時間 （時）	摘要
集会場施設	公会堂・集会場	$S \times 0.016$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ ） S：使用用途の床面積（ m^2 ）	8	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設を有しないもの ・飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	劇場・演芸場		10	
	映画館		12	
	観覧場・体育館	$S \times 0.01$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ ） S：使用用途の床面積（ m^2 ）	15	
	競輪場・競馬場・競艇場	$C \times 2.4$ （ $\text{m}^3/\text{個} \cdot \text{日}$ ） C：総便器数（個）	10	
住宅施設	住宅	$N \times 0.2$ （ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ） N：人員（人）	12	<ul style="list-style-type: none"> ○一戸建て住宅の場合 NはA（住戸の床面積（m^2））によって以下のように算定する <ul style="list-style-type: none"> ・ $A \leq 130$ のとき N=5 ・ $A > 130$ のとき N=7 ○集合住宅の場合 NはA（住戸の床面積（m^2））によって以下のように算定する <ul style="list-style-type: none"> ・ $N = 0.05A$ ・ 単身は1戸あたり1人 ・ 事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	下宿・寄宿舎	$S \times 0.014$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ ） S：使用用途の床面積（ m^2 ）	8	Sは管理人及び従業員の住戸部分を含む
	学校寄宿舎・自衛隊 キャンプ寄宿舎・ 養護施設	$N \times 0.2$ （ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ） N：定員（人）	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nは収容人員（通いを含む）と従業員（通勤者を含む）を合算する ・ 上記人員以外が利用する飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	老人ホーム		10	
宿泊施設	ホテル・旅館	$S \times 0.03$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ ） S：営業用途の床面積（ m^2 ）	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所、会議室等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	モーテル	$p \times 1.0$ （ $\text{m}^3/\text{室} \cdot \text{日}$ ） p：客室数（室）	10	風営法適用のもの
	簡易宿泊所・合宿所・ユースホテル・青年の家	$N \times 0.2$ （ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ） N：定員（人）	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nは宿泊者と従業員を合算する ・ 上記人員以外が利用する飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
浴場	銭湯・スーパー銭湯	$S \times 0.033$ （ $\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ ） S：営業用途の床面積（ m^2 ）	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用

関連工事費積算用計画汚水量の算定基準表

No. 2

建築用途		計画汚水量（日平均） （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	排出時間 （時）	摘要
医療施設	病院・療養所・伝染病院（ベッド数 300 床未満）	$p \times 1.0$ ($\text{m}^3/\text{床} \cdot \text{日}$) p : ベッド数 (床)	12	<ul style="list-style-type: none"> ・外来者・医師・看護師及び職員は、1 床辺りの単位汚水量に含まれているため、計上する必要はない。 ・飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	病院・療養所・伝染病院（ベッド数 300 床以上）	$p \times 1.3$ ($\text{m}^3/\text{床} \cdot \text{日}$) p : ベッド数 (床)		
	診療所・医院	$S \times 0.025$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 使用用途の床面積 (m^2)	8	
店舗施設	店舗・マーケット	$S \times 0.0075$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	8	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	百貨店	$S \times 0.015$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)		
飲食店	一般飲食店	$S \times 0.13$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	8	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所は、事務所の用途を使用
	喫茶店	$S \times 0.16$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	10	
娯楽施設	玉突場・卓球場	$S \times 0.015$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	8	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	パチンコ店	$S \times 0.022$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	12	
	囲碁クラブ マージャンクラブ	$S \times 0.03$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	8	
	ディスコ	$S \times 0.1$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 営業用途の床面積 (m^2)	6	
	ゴルフ練習場	$p \times 0.05$ ($\text{m}^3/\text{席} \cdot \text{日}$) p : 打席数 (席)	10	
	ボウリング場	$p \times 0.5$ ($\text{m}^3/\text{レーン} \cdot \text{日}$) p : レーン数 (レーン)	10	
	バッティング場	$p \times 0.04$ ($\text{m}^3/\text{席} \cdot \text{日}$) p : 打席数 (席)	10	
	テニスコート（ナイター施設なし）	$p \times 0.4$ ($\text{m}^3/\text{面} \cdot \text{日}$) p : コート数 (面)	10	
	テニスコート（ナイター施設あり）	$p \times 0.6$ ($\text{m}^3/\text{面} \cdot \text{日}$) p : コート数 (面)	10	

関連工事費積算用計画汚水量の算定基準表

No. 3

建築用途		計画汚水量（日平均） ($\text{m}^3/\text{日}$)	排出時間 (時)	摘要
娯楽施設	遊園地・海水浴場	$C \times 2.4$ ($\text{m}^3/\text{個} \cdot \text{日}$) C : 総便器数 (個)	7	・事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	プール・スケート場	$N \times 0.05$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 利用人員 (人)	10	Nはc (大便器数(個))・u (小便器数(個))及びt (便器使用時間(時))によって以下のように算定する $N = (20 \times c + 120 \times u) \div 8 \times t$ ・スケート場は $t = 1.5$ とする ・学校プールは $t = 1.0$ 、会員制プール・ホテル内プール (外部利用) は $t = 1.5$ 、それ以外は $t = 2.0$ とする ・事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	キャンプ場	$N \times 0.07$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 収容人員 (人)	8	・事務所、飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
	ゴルフ場	$H \times 5.25$ ($\text{m}^3/\text{ホール} \cdot \text{日}$) H : ホール数 (ホール)	10	
駐車施設	駐車場・自動車車庫	$N \times 0.05$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 利用人員 (人)	12	Nはc (大便器数(個))・u (小便器数(個))及びt (便器使用時間(時))によって以下のように算定する $N = (20 \times c + 120 \times u) \div 8 \times t$ ただし $t = 2.0$ とする
	ガソリンスタンド	$N \times 0.05$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 利用人員 (人)	8	・N=20 とする ・事務所は除く ・飲食店等が含まれる場合は、それぞれの用途を使用
学校施設	保育所・幼稚園・小学校・中学校	$N \times 0.05$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 定員 (人)	8	・Nは教職員及び児童・生徒等を合算
	高等学校・大学・各種学校	$N \times 0.06$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 定員 (人)	8	

関連工事費積算用計画汚水量の算定基準表

No. 4

建築用途	計画汚水量（日平均） （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	排出時間 （時）	摘要	
事務所	$S \times 0.01$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 使用用途の床面積 (m^2)	8	・ 飲食店等が含まれる場合は、 それぞれの用途を使用	
工場・作業所・研究所・ 試験所（厨房設備あり）	$N \times 0.1$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 定員（人）	8	・ 交代制勤務がある場合は排出時間を 12～24 の間で定める ・ 工場の生産工程排水量は別途加算する	
工場・作業所・研究所・ 試験所（厨房設備なし）	$N \times 0.06$ ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$) N : 定員（人）	8		
その他	図書館・美術館・博 物館・展示場	$S \times 0.016$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 使用用途の床面積 (m^2)	5	・ 事務所、飲食店等が含まれる場合は、 それぞれの用途を使用
	複合ホール（厨房設 備を設ける場合）	$S \times 0.015$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 使用用途の床面積 (m^2)	8	
	複合ホール（厨房設 備を設けない場合）	$S \times 0.0037$ ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) S : 使用用途の床面積 (m^2)	8	

備考

- (1) 本基準表により積算する際には、必ず上下水道局と協議を行うこと。
- (2) 本基準表により算定される汚水量は日平均汚水量であり、時間最大汚水量を算出する際の変動係数は1.2とする。
- (3) 床面積とは、建築物の各階またはその一部で、壁・その他の区画の中心線で囲まれた区域の有効床面積とする。

引用

- (1) 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）